

令和 6 年度 えびの市障害福祉人材確保対策

市では、障害福祉人材確保対策として、下記の 2 つの事業を行います

①えびの市障害福祉人材就職支度金支給事業

市内の障害福祉施設等への介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の確保を目的に、就職内定者に対し就職準備等の費用として支度金を支給します。

1. 対象者

市内の障害福祉施設等へ令和6年4月1日以降に正規職員及び非正規職員として就職が内定している介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格を有する人。ただし、次に該当する人は対象となりません。

- (1)社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会その他の団体から、就職準備金の貸し付けを受ける人
- (2)市内の医療及び福祉施設等の介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師として就労し、自己都合により退職し、または就業規則に違反して解雇された人で、その退職した日から採用内定日までに 1 年を経過しない人
- (3)市内の障害福祉施設等での勤務の期間が 3 年以上見込めない人

2. 支給額

1 人当たり 200,000 円

3. 支給の条件

えびの市無料職業紹介所へ、事前に求職申込票の提出が必要となります。

4. 返還の条件

次のいずれかに該当するときは、支給を受けた支度金の全額を返還することになります。

- (1)採用されるまでの間に、採用を辞退し、または採用を取り消されたとき
- (2)採用されるまでの間に、死亡したとき
- (3)採用されて業務に従事し、3 年を経過するまでの間に次のいずれかに該当したとき
 - ア 本人の自己都合により退職したとき
 - イ 保育所等の就業規則に違反し、解雇されたとき
 - ウ 申請された内容に虚偽が発覚したとき

5. 申請時の提出書類

- (1)就職支度金支給申請書(様式第 1 号)
- (2)連帯保証人となる人の保証書(様式第 2 号)
- (3)誓約書(様式第 3 号)
- (4)連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5)連帯保証人の所得証明書
- (6)介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格を証するものの写し
- (7)就職支度金利用計画書(様式第 4 号)
- (8)雇用(内定)に関する証明書(様式第 5 号)



裏面に続く

②障害福祉人材確保対策推進事業

市内の障害福祉施設等に就労する人を支援し、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師を確保するため、奨学金の返還に対し補助金を交付します。

1. 対象者

市内の障害福祉施設等で就労する介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師で、次のすべてに該当し、就労開始後 2 年を経過しない人

- (1)介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格を有するために、奨学金の貸与を受けた人で、その返済期間が 5 年以上の人
- (2)介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格をもち、市内の障害福祉施設等に正規職員として就職された人で、就業開始日を起算として 5 年以上継続して就業する予定の人
- (3)介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格を取得した人
- (4)他に奨学金返済の補助を受けていない人

2. 対象となる奨学金

- (1)日本学生支援機構奨学金
- (2)あしなが育英会奨学金
- (3)交通遺児育英会奨学金
- (4)市町村が貸与する奨学金
- (5)市長が対象と認める奨学金



3. 補助額

1 人当たり月額 12,000 円以内で年額 144,000 円以内(5 年総額で 720,000 円を限度)
※返還金額(利子を含む)が限度額を下回る場合は、その金額 aaa

4. 補助の条件

採用後5年を経たず退職した場合は、退職した日の属する年度以降の補助金は交付しません。
ただし、既に交付済みの補助金については、返還は求めません。

5. 申請時の提出書類

- (1)えびの市障害福祉人材確保推進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2)奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
- (3)えびの市障害福祉人材確保推進事業就業証明書(様式第 2 号)
- (4)介護福祉士、保育士、幼稚園教諭又は看護師若しくは准看護師の資格を証するものの写し

お問い合わせ先
えびの市役所 福祉課 障がい福祉係
電話 0984-35-1115 (直通)